

(介護予防) 短期入所生活介護 重要事項説明書

事業者概要

事業主体名	社会福祉法人いちえ福祉会		
法人種類	社会福祉法人		
所在地	兵庫県洲本市上物部951番地1		
電話番号	0799-25-1511		
FAX番号	0799-25-1521		
代表者名	理事長 藤田 葉子		
開設年月日	平成27年11月1日		
医療法人 いちえ会施設	伊月病院	徳島県徳島市徳島町2丁目54番地	TEL 088-622-1117
	伊月健診クリニック	徳島県徳島市東船場町1丁目8番地	TEL 088-653-2315
	洲本伊月病院	兵庫県洲本市桑間字下フケ428番地	TEL 0799-26-0770
	いちご訪問看護ステーション 事業：訪問看護	徳島県徳島市徳島町2丁目55番地2	TEL 088-626-7392
	介護老人保健施設 せんけい苑 事業：介護老人保健施設・短期入所療養介護・通所（訪問）リハビリ	兵庫県洲本市桑間字太田495番地1	TEL 0799-26-0780
	グループホームいちごの家・加茂 事業：認知症対応型共同生活介護	兵庫県洲本市桑間字松ヶ本492番地	TEL 0799-26-1001
	グループホーム徳島いちご苑 事業：認知症対応型共同生活介護	徳島県徳島市徳島町2丁目55番地3	TEL 088-622-1387
	グループホーム いちごの家・上物部 事業：認知症対応型共同生活介護	兵庫県洲本市上物部951番地1	TEL 0799-25-1518
	地域支援ハウス いちごの家・築地 事業：小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護	兵庫県洲本市栄町2丁目3番26号	TEL 0799-23-1518

地域密着型介護老人福祉施設
いちごの家・楽園おのころ

	<p>人材育成研修施設 ひとついく伊月 事業：介護職員初任者（実務者）研修 兵庫県洲本市納 105 番地 TEL 0799-24-1517</p>
	<p>いちごの家・楽園すもと 事業：サービス付き高齢者向け住宅 デイサービスセンター ヘルパーステーション 兵庫県洲本市物部 1 丁目 13-26 TEL 0799-24-1010</p>
<p>社会福祉法人 いちえ福祉会 施設</p>	<p>いちごの家・上物部 事業：小規模多機能型居宅介護事業所 ヘルパーステーション 居宅介護支援事業所 小規模保育園 学童預かり事業 兵庫県洲本市物部 951 番地 1 TEL 0799-25-1511</p>

いちごの家・楽園おのころ概要

施設名	いちごの家・楽園おのころ
所在地	兵庫県南あわじ市榎列下幡多 804 番地 1
電話番号	0799-43-2121
FAX 番号	0799-43-2122
開設年月日	平成 27 年 11 月 1 日
入所定員	10 人
事業の概要	短期入所生活介護
介護保険 指定月日	兵庫県 介護保険事業所番号 2871701138 平成 27 年 11 月 1 日
施設の目的	いちごの家・楽園おのころは、看護、介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活のお世話などの施設における（介護予防）短期入所生活介護サービスを提供することで、入居者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにするとともに、少しでも家族の方々の疲労・心労を和らげることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を 1 日でも長く継続できるよう、短期入所生活介護サービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

運 営 方 針	施設の目的に沿って、老人福祉処遇の質の確保と向上に努め、介護を行う。 医療と福祉の機能を十分に備えた施設の位置付けにおける処遇を行い、過剰・過小医療を避け、生活援助の場としてバランスのとれたサービスに努める。
施 設 利 用 対 象 者	原則として介護保険制度における要介護認定の結果、「要介護」「要支援」と認定された方が対象となります。「自立」と認定された方は、入居することができません。但し、円滑な退居ができるよう、必要な援助をさせていただきます。

職員の配置状況

当施設では、ご利用者に対して指定介護保健施設サービスを提供させていただく為の職員として、以下の職種の職員を配置しております。

指定介護予防短期入所生活介護・短期入所生活介護の職員配置表になっております。

職員配置は、通常、下記の人員配置表に記載してある員数以上の配置とします。

「主な職員の配置状況」職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	人員配置	指定基準
施設長（管理者）	1名	1名
介護支援専門員	1名	1名以上
生活相談員	1名	1名以上
看護職員	1名以上	1名以上
介護職員	4名以上	4名以上
医師（委託）	1名	1名
機能訓練指導員	1名	1名以上
管理栄養士	1名	1名以上

常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。

（例）週8時間勤務の介護職員が5名いる場合、常勤換算では、1名

（8時間×5名÷40時間＝1名）となります。

配置職員の職種

医 師	ご利用者の療養上の指導及び健康管理を行います。 1名以上の医師を配置しております。
介 護 職 員	ご利用者の日常の療養介護並びに相談・助言を行います。 3名の利用者に対して1名の介護・看護職員を配置することとなり、当施設におきましては、4名以上の介護職員を配置しております。

看護職員	主としてご利用者の健康管理、生活上のお世話、医師の判断による処置等や、入居生活上の介護及び介助も行います。 1名以上の看護職員を配置しております。
生活相談員	ご利用者の入居生活上、退居及び退居後の相談や助言を行い、利用者の方が居宅における日常生活へ復帰できるよう支援いたします。生活相談員は1名以上配置しております。
介護支援専門員	ご利用者の施設サービス計画（ケアプラン）を作成、統括します。1名以上の介護支援専門員を配置しております。
機能訓練指導員	施設サービス計画、介護予防短期入所生活介護・短期入所生活介護に基づいて機能訓練を行います。 また、機能訓練等におきましては、監督・管理及び指導も行います。機能訓練指導員を1名以上配置しております。
管理栄養士	献立の作成、栄養指導、嗜好調査及び残食調査等利用者の食事管理を行う。

*夜間の人員につきましては、各階1名以上の介護職員を配置しております。

当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご利用者に対し以下のサービスを提供します。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

<サービスの種類>

①食 事	<ul style="list-style-type: none"> 当施設では、管理栄養士が栄養並びにご利用者の身体の状況、及び嗜好を考慮し、さらに厨房を外部からの別会社に委託することによって、偏りの少ない変化に富んだ食事を提供させていただきます。 ご利用者の自立支援のため、原則として食堂にて食事をおとりいただくこととなります。 <p>(食事時間)</p> <p>朝食：午前 7時30分～ 昼食：午後 11時30分～ 夕食：午後 17時30分～</p>
②入 浴	<ul style="list-style-type: none"> 週に最低2回はご利用いただけます。 但し、利用者の方の身体の状況によって、清拭となる場合がございます。 一般浴槽の他、特別浴槽もございます。

③介護・介助	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当施設での介護・介助は、どのようなサービスを提供すればよりよい家庭生活を送っていただけるかという施設サービス計画に基づいて、あらゆる職種の職員が協議検討し、努力しております。 ・ 入居生活中の介護・介助は、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助となります。・「寝たきりにならない。」・「オムツを使用しない。」を合い言葉に、ご利用者自身のペースで徐々に身体能力の回復をはかっていただけるよう援助致します。 ・ 明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるように、常に利用者の立場に立って介護・介助します。
④医 療	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当施設は、入院（治療）までは必要でない要介護者の方を対象としておりますが、緊急時はもとより、ご利用者の状態に照らし合わせて適切な健康管理及び医療・看護を行います。 ・
⑤機 能 訓 練	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として施設内でのすべての活動が機能訓練のためのリハビリテーション効果を期待したものとなっております。 ・ 常勤の機能訓練指導員によりよいサービスを提供させていただきます。
⑥その他自立・ 家庭復帰への 支 援	<ul style="list-style-type: none"> ・ できるかぎり離床に配慮いたします。 ・ 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うように配慮いたします。

<利用料金>

基本料金

*施設使用料（介護保険制度では、要介護認定による介護度によって利用料が異なります。以下は1割負担、1日あたりの自己負担分です。）

介護度	費用（ユニット型個室） （自己負担分/1日）
要支援1	529 円
要支援2	656 円
要介護1	704 円
要介護2	772 円
要介護3	847 円
要介護4	918 円
要介護5	987 円

地域密着型介護老人福祉施設
いちごの家・楽園おのころ

	利用者負担 第1段階 (負担限度額)	利用者負担 第2段階 (負担限度額)	利用者負担 第3段階 (負担限度額)	利用者負担 第4段階
滞在費 ユニット型個室	880円	880円	1370円	2030円
食費 朝食：295円 昼食：550円(おやつ込) 夕食：600円	300円	600円	1000円① 1300円②	1445円
送迎加算	片道 184円	当施設の送迎を希望される場合		
機能訓練体制加算	1日につき 12円	機能訓練指導員を1名以上配置している場合		
個別機能訓練加算	1日につき 56円	機能訓練指導員を1名以上配置し、居宅を訪問し個別機能訓練計画を作成し計画的に機能訓練を実施した場合		
認知症行動・心理症状緊急対応加算	1日につき 200円 (7日を限度)	医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に短期入所生活介護を利用した場合		
若年性認知症受入加算	1日につき 120円	若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めていることを条件に若年性認知症利用者が入居した場合		
看護体制加算(Ⅰ)	1日につき 4円	常勤看護師を1名以上配置している場合		
看護体制加算(Ⅱ)	1日につき 8円	配置した看護職員により24時間連絡体制を確保している場合		
看取り連携体制加算	1日につき 64円(7日を 限度とする)	看護職員の体制確保や対応方針を定め、看取り期のサービス提供を行った場合		
緊急短期入所受入加算	1日につき 90円 (7日間を 限定)	利用者の状態や家族の事情等により緊急に短期入所生活介護を受ける必要がある場合		

療養食加算	1食につき 8円	医師の指示箋に基づく療養食を提供した場合(1日3食を限度)
夜勤職員配置加算(Ⅱ)	1日につき 18円	夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が規定する1人多く配置

サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)	1日につき 22円	介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の80以上である場合。または勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の35以上の場合
サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	1日につき 18円	介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の60以上である場合
サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)	1日につき 6円	介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の50以上である場合。または看護・介護職員の総数のうち、常勤の占める割合が100分の75以上である場合。または勤続7年以上の介護職員が100分の30以上である場合
介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ)	所定単位数の 14%	介護職員の処遇に関する見直し
介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ)	所定単位数の 13.6%	介護職員の処遇に関する見直し
介護職員等処遇改善加算 (Ⅲ)	所定単位数の 11.3%	介護職員の処遇に関する見直し
介護職員等処遇改善加算 (Ⅳ)	所定単位数の 9.0%	介護職員の処遇に関する見直し

・日常生活用品（身の回り品または教養娯楽として日常生活に必要なものを提供する場合は、ご契約者の希望を確認した上でかかる費用の実費をご負担いただきます）

・電気代 1日あたり 50円

・電話代 1回につき10円

・被写物の交付

ご契約者はサービス提供についての記録その他の被写物を必要とする場合には交付させていただきます。但し、被写物1枚につき10円の実費をご負担いただきます。

・経済状況の変化、その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合は事前に変更事由、変更内容について、変更を開始する1か月前までにご説明します。

(2) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、毎月末日で締め1ヶ月ごとに計算し、翌月

10日頃までにご請求させていただきますので、月末頃までに次のいずれかの方法でお支払い下さい。（1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額となります。）

<input type="checkbox"/> 窓口での現金支払い
<input type="checkbox"/> 金融機関からの振り込み 振込先：徳島大正銀行 洲本支店 口座番号：普通 8534338 口座名：社会福祉法人いちえ福祉会 理事 藤田 葉子
<input type="checkbox"/> 口座振替（自動払込）
<input type="checkbox"/> 上記により難しい場合は、別途相談に応じます。

行 事

年間行事予定

1月	新年会	7月	七夕会
2月	節分	8月	納涼祭
3月	雛祭り	9月	敬老会
4月	花見	10月	紅葉狩り
5月	遠足	11月	おやつ作り
6月	運動会	12月	クリスマス会

*その他、毎月のお誕生日会等もごございます。

*特別な活動としては、書道・生け花・手芸・音楽(唄)などもごございます。

なお、特別な行事の費用は、各自負担していただく場合がございます。

*ボランティアの方々を招いての催し物も、随時行っております。

入居中の医療・治療等の提供について

当施設で対応できない医療・治療等の場合は、ご利用者の希望により、下記の協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。

(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。下記医療機関以外の医療機関を利用されてもかまいません。)

また、緊急時は上記の事由にかかわらず、最善の措置をとらせていただきます。

協力医療機関	名 称	洲本伊月病院
	住 所	兵庫県洲本市桑間428
	電話番号	(0799)26-0770
協力歯科医療機関	名 称	後藤歯科医院
	住 所	兵庫県南あわじ市榎列松田710-39

電話番号	(0799) 42-2113
------	----------------

契約の終了（退居）について

<p>(1) 当施設からの申し出</p>	<p>当施設との契約においては、終了の期日は定めておりませんが、下記のような事由が発生した場合は、契約の終了となり、当施設から退居していただきます。</p> <p>①要介護認定でご利用者の状態が、自立と判定された場合。 ②事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により当施設を閉鎖した場合。 ③施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合。 ④当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合。 ⑤ご利用者から退居の申し出があった場合。 (詳細は別途記載。) ⑥事業者から退居の申し出を行った場合。 (詳細は別途記載。)</p>
<p>(2) ご利用者からの退居の申し出 (中途解約・契約解除)</p>	<p>契約の有効期間内であっても、ご利用者から当施設に退居を申し出ることができます。その場合には、退居を希望する日の7日前までに相談員にお申し出下さい。ただし、次の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退居することができます。</p> <p>① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合。 ② 施設の運営規定の変更に同意できない場合。 ③ 利用者が入院された場合。 ④ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護保険施設サービスを実施しない場合。 ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合。 ⑥ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。 ⑦ 他の利用者がご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける具体的な恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合。</p>
<p>(3) 事業者からの申し出により退居して</p>	<p>以下の事項に該当する場合には、当施設から退居していただくことがあります。</p>

<p>いただく場合 (契約解除)</p>	<p>① ご利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。</p> <p>② ご利用者による、サービス利用料金の支払いが2ヶ月以上遅延し、幾度の催告にもかかわらずこれが支払われない場合。</p> <p>③ ご利用者が、故意又は重大な過失により、事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。</p> <p>④ 利用者の行動が、他の利用者やサービス従事者の生命・身体・健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、あるいは、利用者が重大な自傷行為を繰り返すなど、本契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合。</p> <p>⑤ ご利用者が、病院又は診療所に入院した場合。</p> <p>⑥ ご利用者が、介護老人福祉施設や介護療養型医療施設、及び他の介護老人保健施設に入居した場合。</p> <p>⑦ ご利用者の方が、正当な理由なしに、当施設の規則・規律等をお守りいただけない場合において、当施設からの再三の申し出、注意にもかかわらず、そのような状態を維持・継続された場合。</p> <p>⑧ 天災・災害・その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合。</p>
--------------------------	---

退居におけるの援助

ご利用者が当施設を退居される場合には、事業者は、ご利用者の希望により、その心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退居のために必要な以下の援助を速やかに行います。

また、契約書第18条の事業者からの解除による退居の場合にも、相応の努力をいたします。

- ①当法人内の事業を紹介
- ②病院若しくは診療所又は介護老人福祉施設等の紹介
- ③その他保健医療サービス又は福祉サービス提供者の紹介

サービス提供における事業者の義務

当施設は、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

<p>① ご利用者の生命・身体・財産の安全に配慮します。</p>
<p>② ご利用者の体調・健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携し、利用者の方への聴取、確認をいたします。</p>

③	非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、ご利用者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
④	ご利用者に提供したサービスについて、記録を作成し、5年間保管するとともに、ご利用者の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。 但し、複写費用については、重要事項説明書記載の金額を頂きます。
⑤	ご利用者に対する身体的拘束、その他行動を制限する行為を行いません。 但し、ご利用者または他の利用者等の生命、身体、財物を保護するためにやむを得ない場合には、施設管理者等が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。
⑥	事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得た情報等を、正当な理由なく第三者に漏洩いたしません。（守秘義務） 但し、以下の各号についての情報提供においては、当施設は、利用者及び扶養者から予め同意を得たうえで、十分に配慮しながら行うこととします。 <ul style="list-style-type: none">・ 介護保険サービスの利用のため、市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは、適切な在宅医療のための医療機関等への療養情報の提供。・ 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。 なお、この場合、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。・ これらは、利用終了後も同様の取り扱いといたします。
⑦	事業者及びサービス従事者又は従業員は利用者又はその家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議や第三者への情報提供等には利用者もしくは当該家族の個人情報を用いません。（個人情報保護） なお、個人情報保護の視点からの室名札の記載については管理上必要ですのでご了承下さい。 また、個人情報は以下の場合を除き、本来の利用目的の範囲を超えて利用いたしません。 <ul style="list-style-type: none">・ サービス提供のために利用する他、施設運営、教育・研修、行政命令の遵守、他の医療・介護・福祉施設との連携等のために、個人情報を利用することがあります。また、外部機関による施設評価、学会や出版物等で個人名が特定されないかたちで報告することがあります。 当施設は卒後医師臨床研修施設および介護職等の研修施設に指定されており、研修・養成の目的で、研修医および介護・医療専門学生等が、診療、看護、介護などに同席する場合があります。

施設利用の留意事項

当施設をご利用にあたって、施設に入居されている利用者の療養生活の場としての位置づけ・安全性・快適性などを確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込み品について	入所にあたり、必需品と身の回りの物以外の趣味・趣向に関わる大型品等の持ち込みは、場所的な問題や他の利用者にご迷惑となる場合がございますのでご遠慮下さい。
(2) 面会時間について	午前9時～午後6時までの間にお願いします。 (各感染症予防のため変動する場合があります)
(3) 外出について	ご利用者が、外出を希望されるときは、所定の手続きをとって外出先、用件、施設へ帰着する予定時刻などを施設に届け出てください。

※ ご利用者の身上に関する重要な事項が生じたときは、速やかに施設に届け出てください。

※ 施設の清潔、整理・整頓、環境衛生の保持などご協力をお願いいたします。

※ 正面玄関自動ドアの開閉時間

平日 午前7時～午後6時

日・祝祭日 午前7時～午後6時

上記時間帯以外につきましては、インターホンで対応させていただきます。

非常災害対策

当施設では、非常災害対策として、年間2回以上の防災訓練を行い、適時防災設備の点検・作動確認を行っております。

- * 防災設備 スプリンクラー・消火器・消火栓
 自動火災報知設備・火災通報装置
 自家発電設備・非常階段

施設・設備の使用上の注意

- (1) 居室及び共用施設・設備等は、その本来の用途に従ってご使用ください。
- (2) 故意に、施設もしくは物品に損害を与えたり、施設外へ持ち出すことは禁止いたします。
- (3) 一部の設備・備品においては、使用に際して危険を伴うものもございますので、事前に職員まで連絡してください。
- (4) ご利用者に対するサービスの提供や管理上・衛生上の観点から、職員が療養室に立ち入る場合がございます。その場合、プライバシー等の保護について十分な配慮を行います。

苦情及び要望等の相談

苦情相談窓口	いちごの家・楽園おのころ TEL0799-43-2121 FAX0799-43-2122 受付時間 午前9時～午後6時（日曜・年末年始を除く） 苦情受付担当者：生活相談員 苦情解決責任者：施設長
--------	---

	<p>南あわじ市役所 長寿・保険課 兵庫県南あわじ市市善光寺 22 番地 1 T E L 0799-43-5217 F A X 0799-43-5317 受付時間 午前 8 時 3 0 分～午後 5 時 1 5 分 (土・日曜・祝日を除く)</p> <p>南あわじ市地域包括支援室 兵庫県南あわじ市市善光寺 22 番地 1 (南あわじ市市役所館 内) T E L 0799-43-5237 F A X 0799-43-5317 受付時間 午前 8 時 3 0 分～午後 5 時 1 5 分 (土・日曜・祝日を除く)</p> <p>国民健康保険団体連合会 介護保険課 兵庫県神戸市三宮町 1 丁目 9 番 1 - 1 8 0 1 T E L 078-332-5617 F A X 078-332-5650 受付時間 午前 9 時～午後 5 時 1 5 分 (土・日曜・祝日を除く)</p>
--	---

損害賠償について

当施設において、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。

また、ご利用者の故意による過失と認められる場合は、その損害を請求させていただく場合がございます。

あいおいニッセイ同和損保の「介護保険・社会福祉事業者総合保険」に加入しております。

裁 判

双方の意見等が決定せず、互いに納得し得ない状態に陥り、公正な判断に委ねる場合には、管轄裁判所として、「神戸地方裁判所 洲本支部」を規定します。

その他

ここに定める重要事項説明書及び運営規定、利用契約書に記載されていない事項については、担当者および主任者会議又は「社会福祉法人 いちえ福祉会」の役員会において定めるものとします。

なお、ご利用者及び家族の方々とも十分な協議のうえ決定させていただきます。

